

国籍喪失届

日本国民が自己の意志により外国への帰化などで外国の国籍を取得した場合は、日本の国籍を喪失します。

根拠法令	戸籍法第103条
届出期間	国籍喪失の事実を知った日から1か月以内（届出人が外国にいるときは3か月以内）
届出地	国籍喪失者の本籍地、届出人の所在地
届出人	国籍喪失者本人、配偶者または4親等内の親族
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：国籍喪失届記入例は下記をご覧ください。・外国への帰化を証する書面（またはその写し）・在外公館長の発給する帰化事実証明書など国籍喪失を証すべき書面・書類が外国語によって作成されている場合は、訳文・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・国籍離脱届：日本国民が、その外国の法令によりその国の国籍を選択した場合も、日本の国籍を喪失します。
関連の届出	
教示	国籍喪失届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年7月9日
からの様式です。

国籍喪失届

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 国籍を喪失した 人の氏名 <small>(外国人としての氏 名をローマ字で付 記してください)</small>	かすかべ 氏 粕壁 ()	たろう 名 太郎 ()	昭和平成46年7月8日生
住 所	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カヘカ街6 丁目 番地 号 (方書・マンション名)		
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番 1 筆頭者の氏名 粕壁 太郎		
喪失の年月日	昭和平成23年11月30日		
喪失の原因	<input checked="" type="checkbox"/> 志望により新たに(アメリカ合衆)国の国籍を取得した <input type="checkbox"/> ()国の国籍をも有しているため離脱した <input type="checkbox"/> ()国の国籍を選択した <input type="checkbox"/> 国籍選択の催告を受けて選択をしなかった <input type="checkbox"/> 国籍喪失の宣告を受けた		
その他			
届 出 人 署 名 押 印	印		

届 出 人 (国籍を喪失した人以外の人が届け出るときに書いてください)			
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> その他(叔父)			
住 所	埼玉県春日部市粕壁東3 丁目 2 番地 番 12号 (方書・マンション名)		
本 籍	埼玉県春日部市粕壁東3 丁目 2 番地	筆頭者 の氏名	庄和 一郎
署 名	庄和 一郎	印	昭和15年8月10日生

記入の注意

国籍を喪失した人の氏名欄には、戸籍上の氏名を書くとともに、住民票の処理上必要なため、外国人としての氏名をローマ字で付記してください。

届出人署名押印欄に外国人としての氏名を書いたときは、戸籍上の氏名をカッコ書きで記載してください。

※持参するもの 印鑑

※届出人は本人、配偶者または四親等内の親族となります。

※届出期間は、喪失の事実を知った日から1か月以内、国外で喪失の事実を知った場合は3か月以内に届出てください。

連絡先	電話 048(736)1111
	宅 携帯・勤務先・呼出 方